

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」 (以下、地方公共団体財政健全化法)における財政指標の公表について

「地方公共団体財政健全化法」が、平成21年4月から本格的に施行されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に資するため、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、この比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めたものです。

4つの健全化判断比率①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率と資金不足比率を毎年度監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととなっています。

これらの指標特に連結実質赤字比率は、一般会計だけではなく特別会計を含めた市の全会計、また、将来負担比率は公社・第三セクター等を含めた実質的な将来負担等に係る指標であり、これまでにないまったく新しい指標です。また、これが一定程度悪化した場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、外部監査を求めるなどの義務付けがなされることになります。

◎ 財政健全化の指標とは

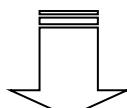
- ① **実質赤字比率**…福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
- ② **連結実質赤字比率**…すべての会計の赤字や黒字を合算し、うきは市としての赤字の程度を指標化し、うきは市の運営の深刻度を示すものです。
- ③ **実質公債費比率**…借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。
- ④ **将来負担比率**…うきは市の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。
- ⑤ **資金不足比率**…公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

◎ 早期健全化基準とは

この基準を超えると、財政健全化計画の策定・外部監査の要求等の、自主的な改善努力による財政の早期健全化が求められます。

◎ 財政再建基準とは

この基準を超えると、財政再生計画の策定・計画について国の同意手続等の、国等の関与による財政の確実な再生が求められます。



健全化判断比率等の対象について

